

第4回 地方税制のあり方に関する検討会
議事次第

〔 令和7年6月3日（火）
13時30分～15時30分
合同庁舎2号館7階 省議室 〕

- 1 開会
- 2 議事
（1）道府県民税利子割について
- 3 閉会

配布資料

（資料）論点整理（これまでの議論を踏まえた追加資料等）

令和7年6月3日

論点整理

(これまでの議論を踏まえた追加資料等)

総務省自治税務局市町村税課

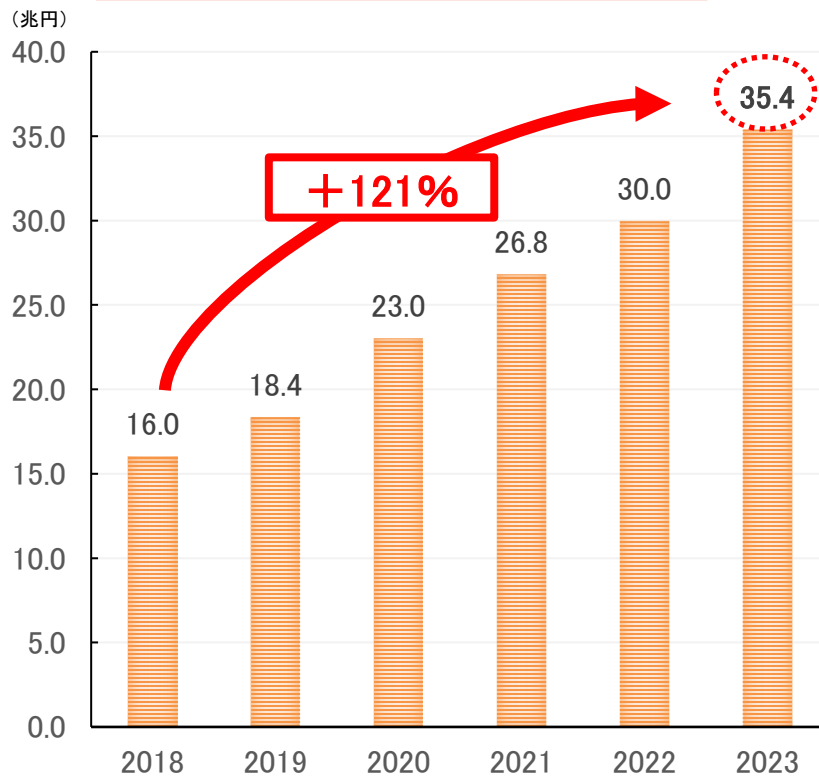
1. 利子割税込に係る追加分析

インターネット銀行の預金残高及び個人に係る預金残高の推移(2018～2023年度)

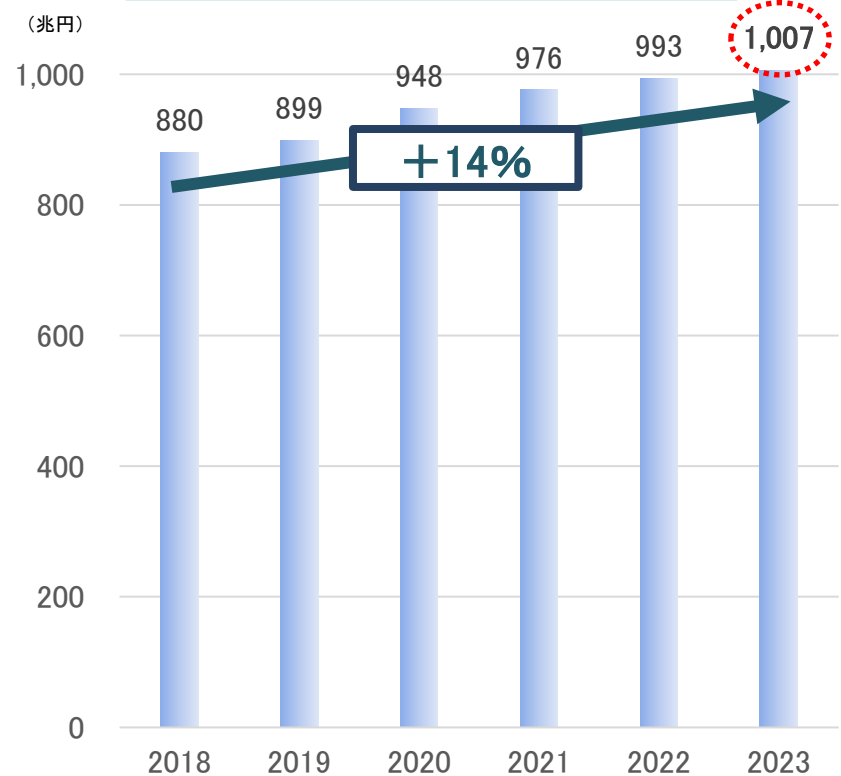
令和7年2月28日
第1回検討会資料
(一部加工)

- インターネット銀行の預金残高は現在35兆円程度(2018年度比+約19兆円、+121%程度)。
- 個人に係る預金残高は現在1,007兆円程度(2018年度比+約127兆円、+14%程度)。

インターネット銀行の預金残高推移



個人に係る預金残高推移



※ インターネット銀行の預金残高については総務省調べ(法人分を含む数字)。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年度末時点の預金残高(各社HPを参照)の合計額を表示。

※ 個人に係る預金残高については「日本銀行資金循環統計」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計(各年度末時点の値)

インターネット銀行の影響①

- 日本銀行の資金循環統計において、令和5年度における個人に係る預金残高は約1,000兆円程度であるが、そのうち、主要なインターネット銀行(10行)の預金残高(法人分を含む)は約35兆円程度となっており、預金残高全体でみると、インターネット銀行の預金残高が与える影響は小さい。(約3.5%)
- 他方、預貯金利子に係る利子割税込に占めるインターネット銀行預金利子に係る利子割税込の割合は令和5年度で(約17%)であり、預金残高以上にインターネット銀行預金が税込に与える影響は大きい。

預金残高(兆円、年度末)	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国内銀行の預金残高(A)	880	899	948	976	993	1,007
インターネット銀行の預金残高(B)	16.0	18.4	23.0	26.8	30.0	35.4
インターネット銀行の寄与度	1.82%	2.05%	2.43%	2.75%	3.02%	3.52%

利子割税込(億円、年度)	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国内銀行の預金利子(C)	491.5	237.3	256.3	181.6	121.1	145.1
インターネット銀行の預金利子(D)	11.0	15.1	11.6	9.6	12.5	24.7
インターネット銀行の寄与度	2.23%	6.34%	4.53%	5.30%	10.32%	17.02%

※ インターネット銀行に係る預金残高及び利子割税込については総務省調べ(法人分を含む数字)。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行。預金残高については、預金各年度末時点の預金残高(各社HPを参照)の合計額を表示。利子割税込については、各都道府県への調査によるもの。

※ 個人に係る預金残高については「日本銀行資金循環統計」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計(各年度末時点の値)

※ 国内銀行の預金利子については、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調(総務省)」の「銀行預金利子」、「銀行以外の金融機関の預貯金利子」、「郵便貯金利子」の合計によるもの。

インターネット銀行の影響②

- インターネット銀行の預金金利は、国内銀行の平均的な預金金利に比して高い傾向にあったと思われることから、預金残高に係るインターネット銀行の寄与度以上に、インターネット銀行の利子割税収への影響が大きかったものと考えられる。

【参考】利子割税収÷5%(税率)÷預金残高 で計算した値の比較

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国内銀行 (C÷5%÷A)	0.112%	0.053%	0.054%	0.037%	0.024%	0.029%
インターネット銀行 (D÷5%÷B)	0.137%	0.164%	0.101%	0.072%	0.083%	0.140%

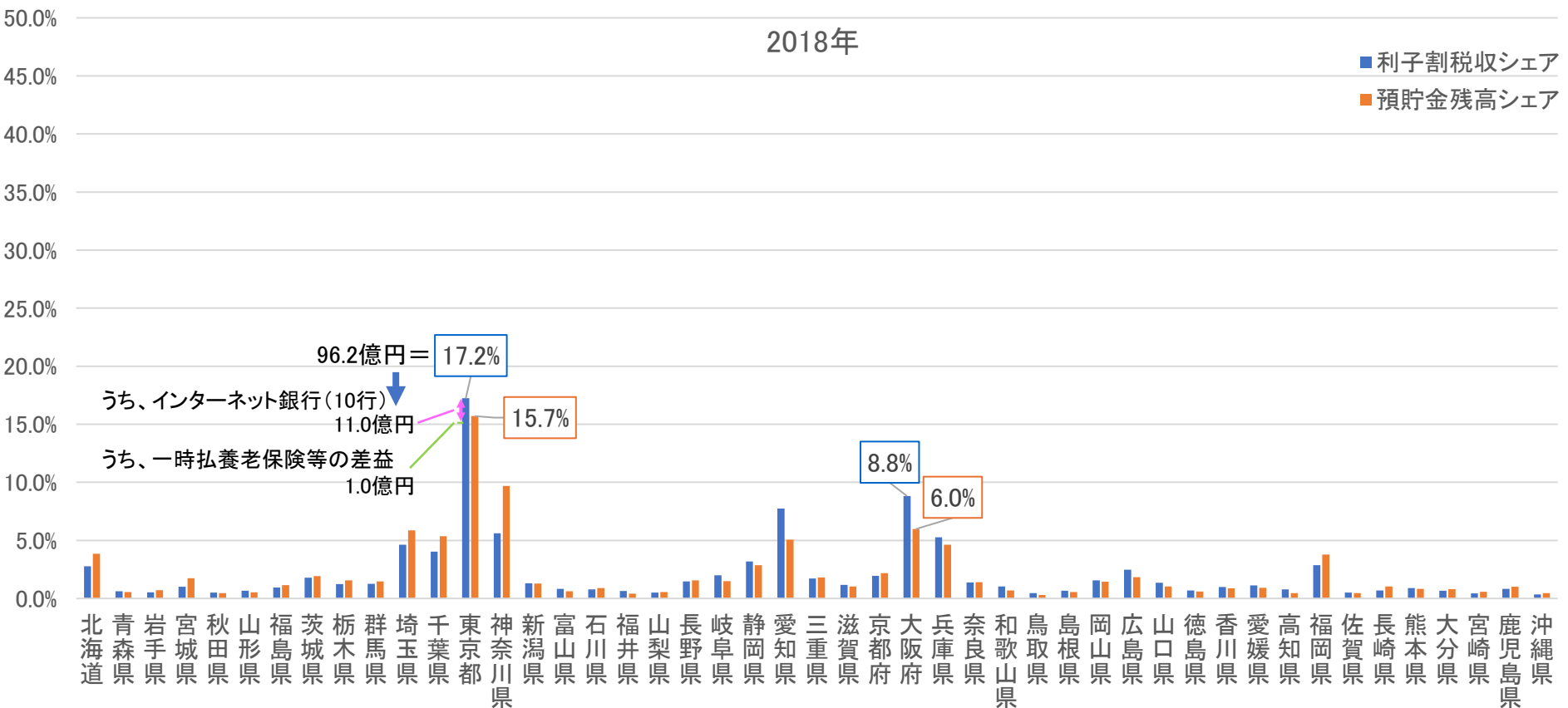
＜参考データ＞国内銀行の平均預金金利

普通預金金利年度平均① ※1	0.001%	0.001%	0.001%	0.001%	0.001%	0.001%
10年定期金利過去10年移動平均②	0.168%	0.116%	0.082%	0.059%	0.046%	0.040%
①と②の加重平均※2	0.099%	0.066%	0.043%	0.031%	0.023%	0.018%

※1 2023年度以前のインターネット銀行の中には、普通預金金利を0.02%(＋キャンペーン等による優遇アリ)としている例もあり、平均よりも相当程度高水準であったと思われる。

※2 「日本銀行時系列統計データ検索サイト」における預金種別店頭表示金利の各年度平均金利を基に普通預金金利、10年定期金利を算出。加重平均は、家計調査の「貯蓄・負債編」における「通貨性預貯金」と「定期性預貯金」の一世帯当たりの金額(全国平均)を用いて算出。

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金残高シェア(住所地ベース)との比較



利子割税込シェア

「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

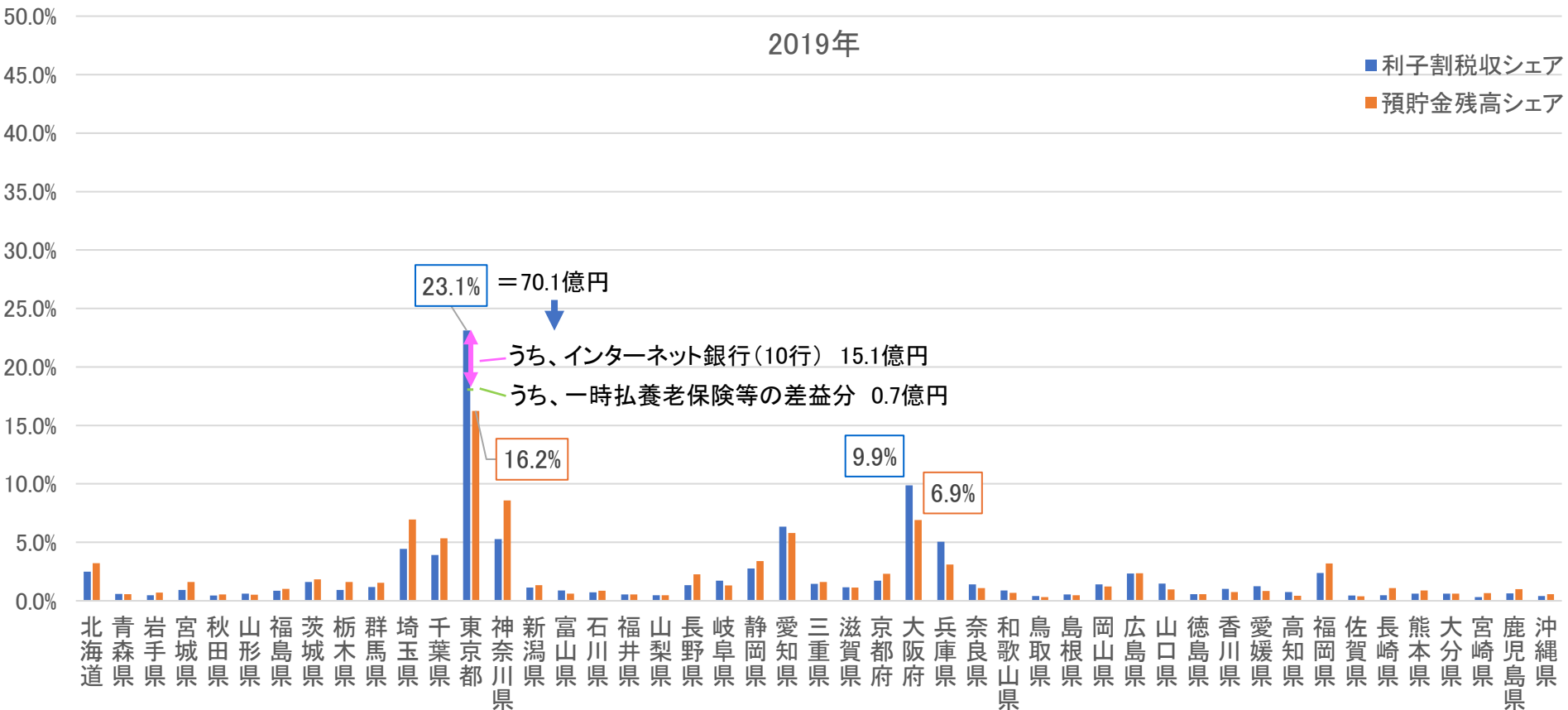
預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金残高(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

(※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金残高シェア(住所地ベース)との比較



利子割税込シェア

「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

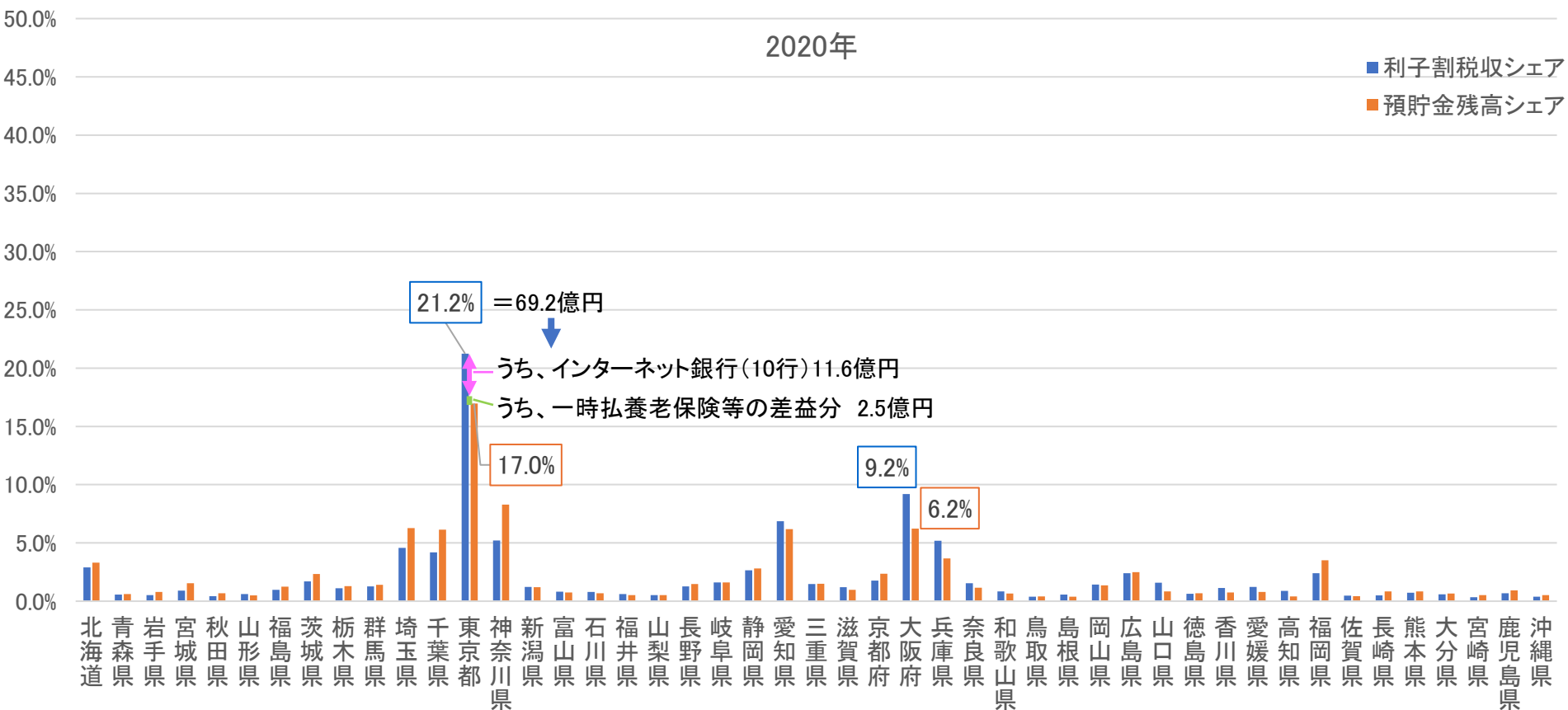
預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金残高(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

(※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金残高シェア(住所地ベース)との比較



利子割税込シェア

「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

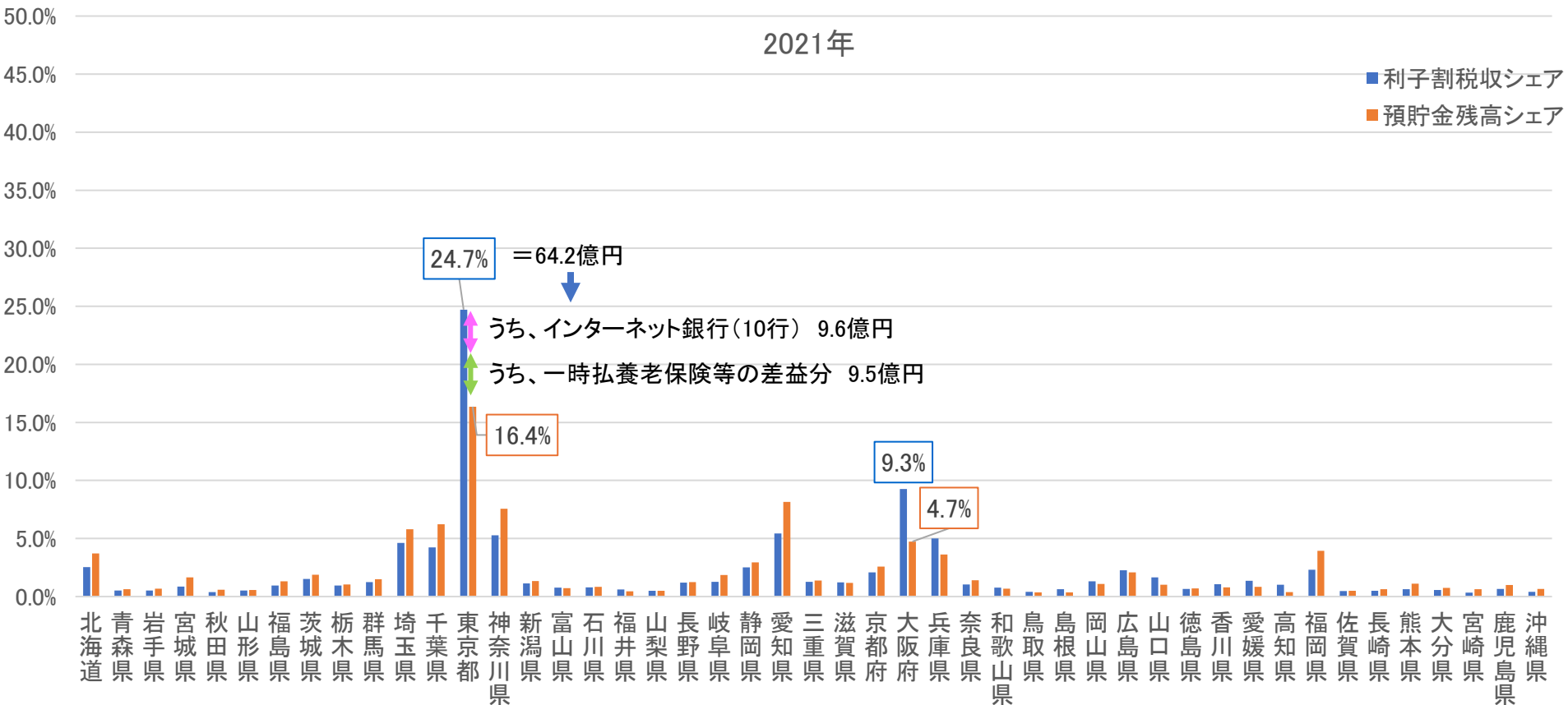
預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金残高(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

(※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金残高シェア(住所地ベース)との比較



利子割税込シェア

「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

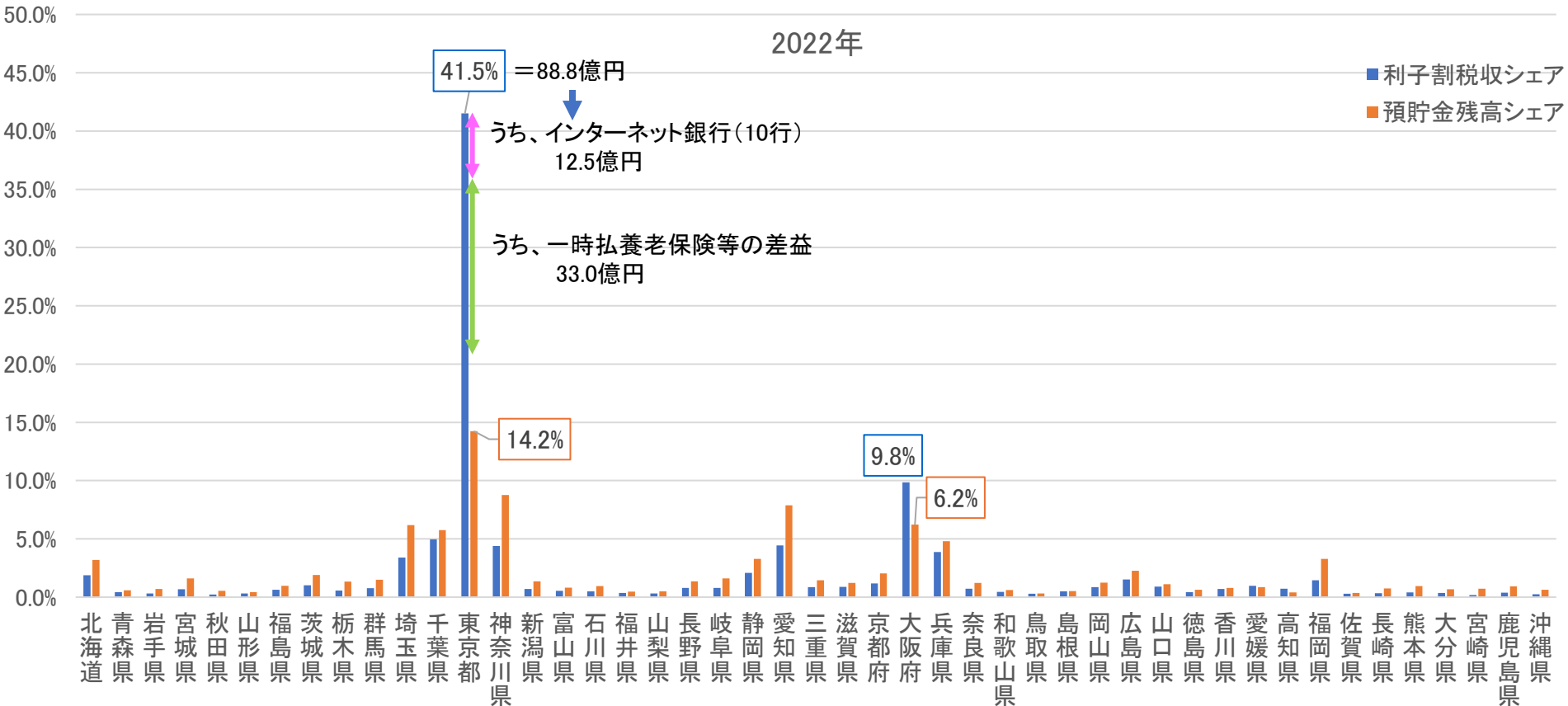
預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金残高(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

(※1) 家計調査(調査対象: 全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金残高シェア(住所地ベース)との比較



利子割税込シェア

「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

預貯金シェアの推計方法

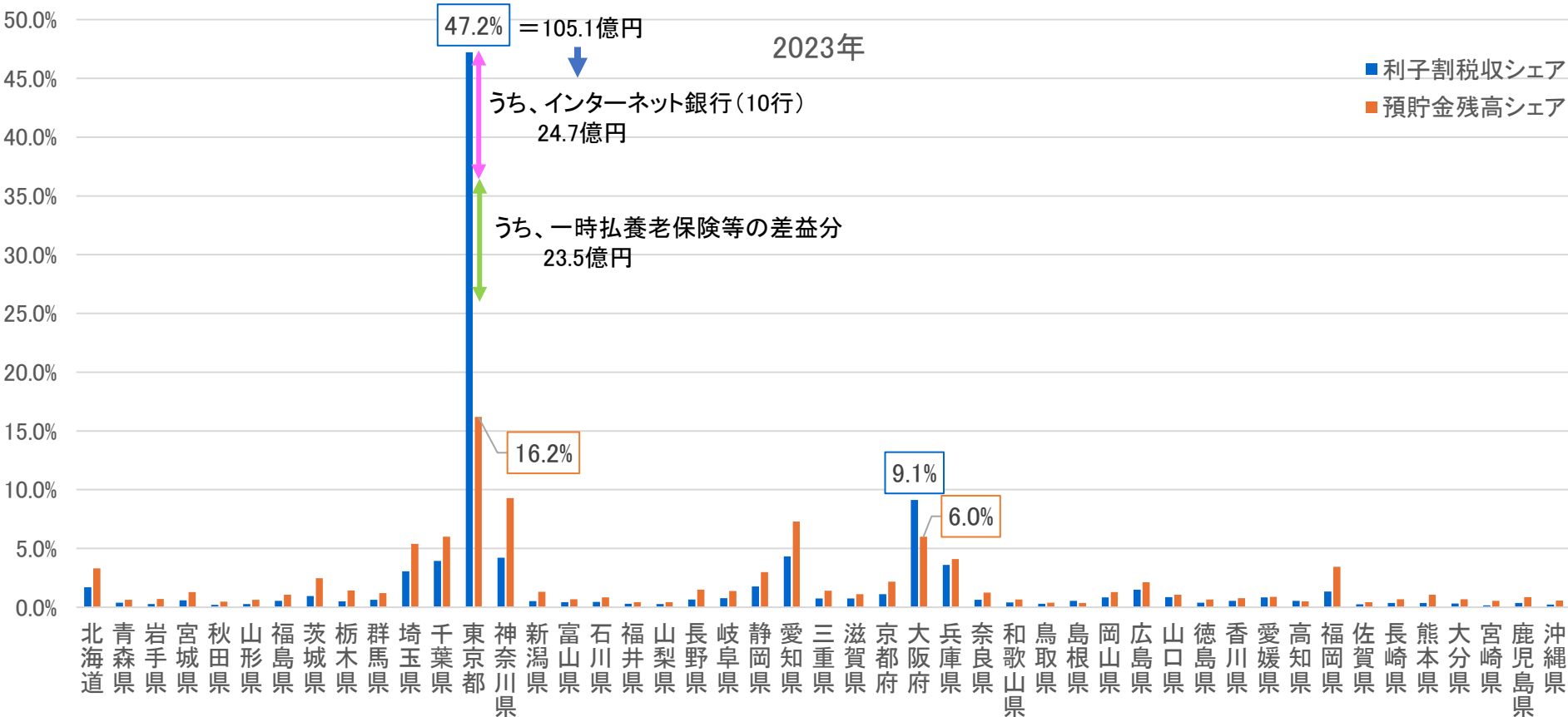
各都道府県の預貯金残高(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

(※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金残高シェア(住所地ベース)との比較

- 都道府県別の利子割税込(道府県税課税状況調のデータ)と預貯金残高(住所地ベース、推計値)のシェアを比較すると、特に近年の東京都における両者の差が著しく大きく、その要因として「インターネット銀行預金利子」「一時払養老保険等の差益」が大きく寄与していると考えられる。



利子割税込シェア

「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金残高(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

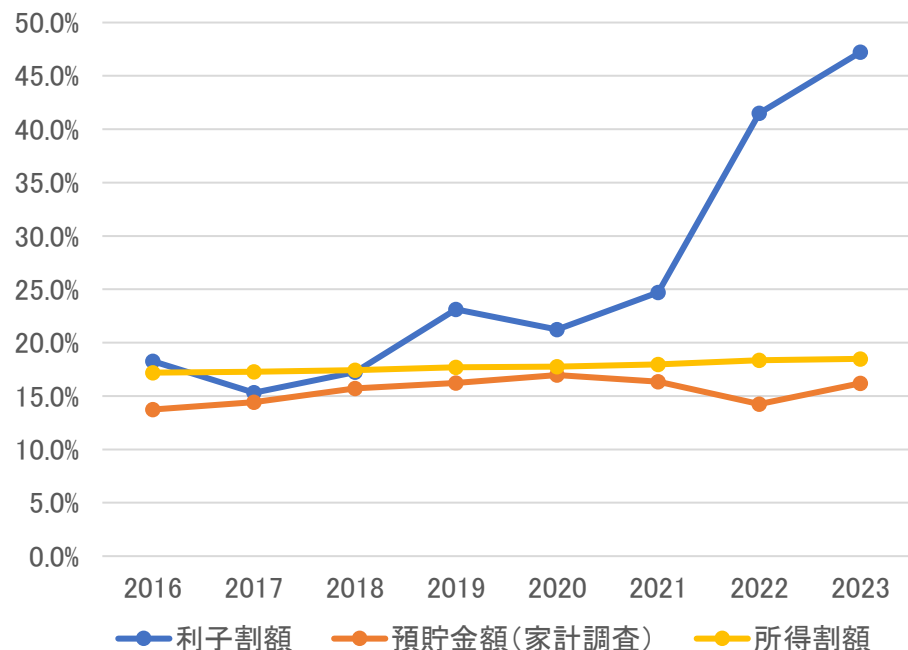
(※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

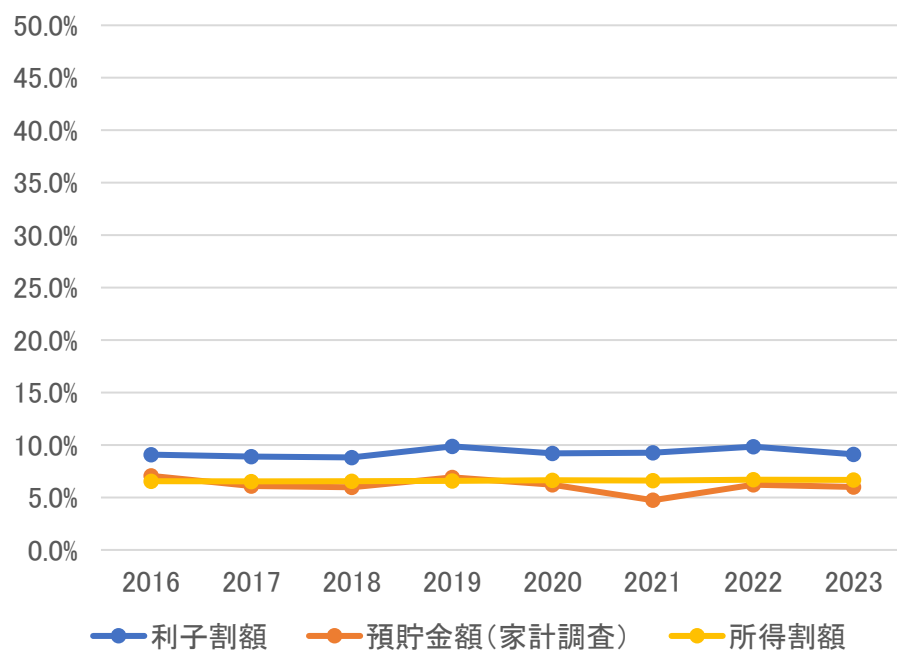
利子割税収シェアと預貯金残高シェア(住所地ベース)の推移(2016～2023)

- 2016年度からの推移をみると、東京都においては、2019年度頃から利子割税収と預貯金残高のシェアの乖離が広がり始め、2022年度以降著しく大きくなっている。東京都における両者の差が著しく大きい。
- 東京都の次に利子割税収シェアが預貯金残高シェアを超過する割合が大きい地方団体は大阪府であったが、大阪府については、過去から乖離状況に大きな変化がなく、勤務先で口座を開設することなどにより、制度創設時から内在していた乖離要因が継続しているものと思われる。
- また、利子割税収シェアが預貯金残高シェアを1%以上下回った団体は、2016年度には3団体(埼玉県、千葉県、神奈川県)だったのが、2023年度には9団体(北海道、茨城県、静岡県、愛知県、京都府、福岡県が追加)となっている。首都圏3県については、勤務先の東京都で口座を開設することなど制度創設時から乖離要因が内在していたと考えられるが、インターネット銀行の伸長等により、通勤圏などの物理的距離にかかわらず乖離が広がっている可能性がある。

東京都の全国シェアの推移



大阪府の全国シェアの推移



インターネット銀行等の利子割納入先

- 個人住民税の利子割については、金融機関等の口座所在地課税となっているが、実店舗を持たないインターネット銀行等については、本店所在地に利子割を納入する仕組みとなっている。
- 加えて、実店舗を有する銀行であっても、近年、実店舗に紐づかないインターネット支店(※)を置いている事例もあり、インターネット支店の口座については、本店所在地に利子割を納入することとなる。

※ 実店舗を有する銀行でインターネット上での口座開設については、銀行によって、インターネット支店に口座を開設する場合と実店舗を選択して口座を開設する場合がある。

インターネット銀行等

(本店A県、実店舗なし)

【口座名義人】

P
(住所地:A県)

金融機関の本店所在地
(A県) にすべて納入



Q
(住所地:B県)



B県・C県には
納付されない

R
(住所地:C県)



都市銀行等

(本店A県、実店舗あり)

インターネット支店
(実店舗に紐づかない)

【口座名義人】
S
(住所地:B県)

T
(住所地:C県)

インターネット支店分は
金融機関の本店所在地
(A県) にすべて納入



B県内支店

U
(住所地:B県)

それぞれの店舗
所在地(口座所
在地)に納入



C県内支店

V
(住所地:C県)



※調査対象としてきた「インターネット銀行」10行以外
にも同様の業態の銀行は存在している。

※都市銀行等のインターネット支店は、調査対象とし
てきた「インターネット銀行」には含まれていない。

一時払養老保険等の利子割納入先

- 一時払養老保険等の差益に係る利子割の納入先は、当該差益の支払の請求受付事務等を行う営業所等の所在地となっている。
- 保険会社には、支払に係る業務全般を本店で一括して行っている場合や、実店舗を持たない場合（いわゆるインターネット生保）があり、このような場合には、本店所在地に利子割が納入される構造となっている。
- 足もとの一時払養老保険等に係る利子割税収の伸びは一過性のものである可能性もあるが、上記の構造的な理由により、今後も、一過性の要因で一時払養老保険等に係る利子割税収が増収となった場合には、東京都など保険会社の本店所在地に税収が集中する可能性がある。

保険会社への個別確認結果

◆保険会社P

支払業務等は本店（東京都）で集約して行っているため、当該差益に係る利子割については、本店（東京都）のみに納めている。

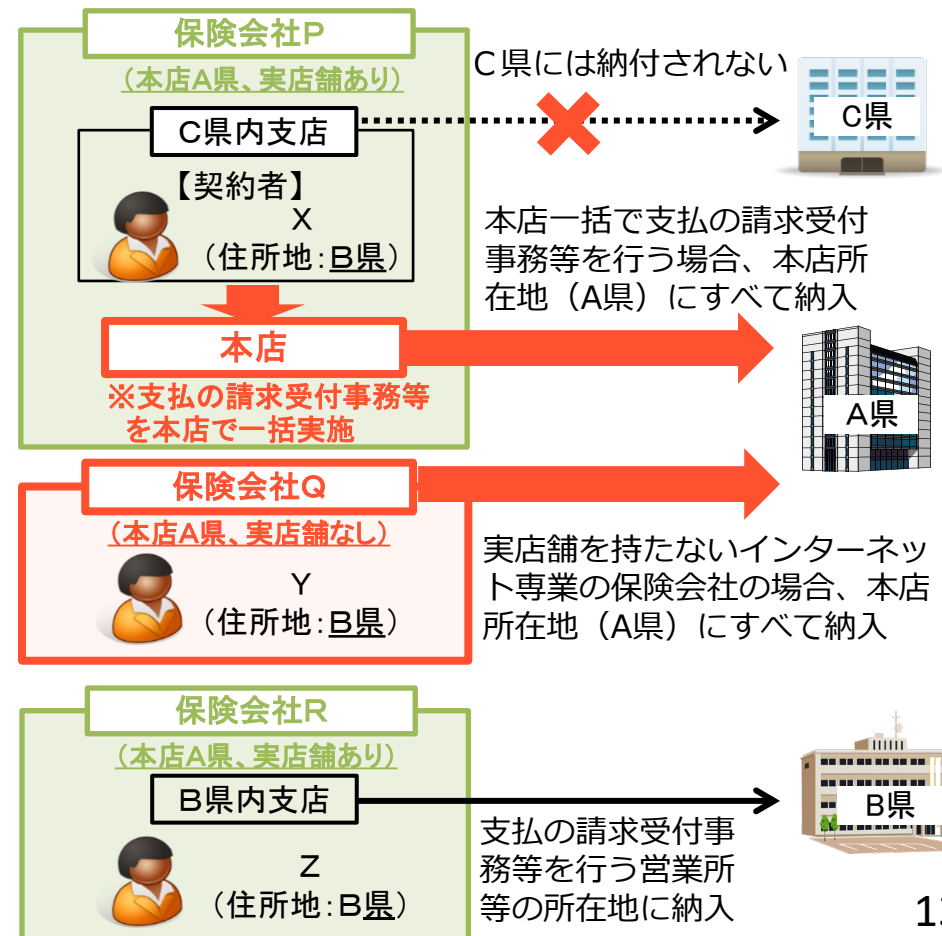
◆保険会社Q

実店舗を持たず、支払業務等は本店（東京都）で行っているため、当該差益に係る利子割については、本店（東京都）のみに納めている。

※直近の一時払養老保険等に係る税収
2023年 全国計:28.8億円（うち、東京都23.5億円）
2022年 全国計:41.8億円（うち、東京都33億円）

【制度概要】

- 初回の支払時に保険会社へ一括で保険料等を支払う形式の保険（例：死亡・高度障害状態の保障を備えるための資金形成、葬儀代等の死後の整理費用に係る資金形成）のこと。
- 保険会社が保険期間等が5年以下のものまたは保険期間等が5年を超えるもので5年以内に解約されたものに基づく差益（受取保険金額－支払保険料総額）に対して利子割が発生。



今後、インターネット銀行・インターネット支店の利用が拡大し得る要素

- インターネット銀行等では、手数料や金利について、他の銀行より有利な条件を設定している例が見られる。
- 国内銀行の実店舗は全国的に減少傾向にある。
- 実店舗を有する銀行においても、インターネット支店での口座開設など、実店舗に紐づかない銀行利用が拡大している。
- また、一部インターネット銀行においては、今後、中長期の事業計画において、口座数・預金残高の増加目標を明記し、事業拡大に取り組んでいる。



- インターネット銀行・インターネット支店の口座については、その構造上、預金者の住所地に関係なく、本店所在地で利子割を課税することになるものである。
- 社会経済環境の変化によりインターネット銀行・インターネット支店の利用が拡大し続けると、利子割税収について、あるべき税収帰属地からの乖離が拡大する傾向も継続することとなる。

(参考)都市銀行とインターネット銀行の手数料比較

- インターネット銀行の例では、都市銀行の例に比べて、特定の条件達成時の振込やATM利用手数料の無料回数が多くなっている。

		都市銀行の例		インターネット銀行の例
振込	インターネットバンキング	自行あて:0円 他行あて:(3万円未満)154円、(3万円以上)220円 ※給与等受取で3回/月 まで無料		自行あて:0円 他行あて: 預金残高等に応じて最大5回/月 まで無料 通常:145円
	ATM(自行キャッシュカード利用の場合)	自行あて:110円 他行あて:275円		—
	窓口	自行あて:880円 他行あて:990円		—
ATMからの出金		自行ATM	8:45~21:00:0円 その他時間帯:110円 ※給与等受取で無料	預金残高に応じて 最大7回/月 まで無料 通常:220円~275円
		コンビニATM	(平日)8:45~18:00:198円~220円 その他時間帯:308円~330円 (休日)308円~330円 (毎月25日、月末日)8:45~21:00:0円 その他時間帯:110円 ※給与等受取で2回/月 まで無料	

(参考)「インターネット銀行」10行以外の店舗を持たない銀行の状況

- 総務省において「インターネット銀行」として定義した10行以外にも本店以外の店舗を持たない銀行は存在しており、一部銀行では平均金利よりも高水準の金利設定をしている例も見られる。

＜本店以外の店舗を持たない銀行の例＞

銀行名	預金残高	所在地
X銀行	約2兆円	東京都
Y銀行	約5兆円	東京都

※ 預金残高、口座数については、各社HPの2024年3月末時点のもの。

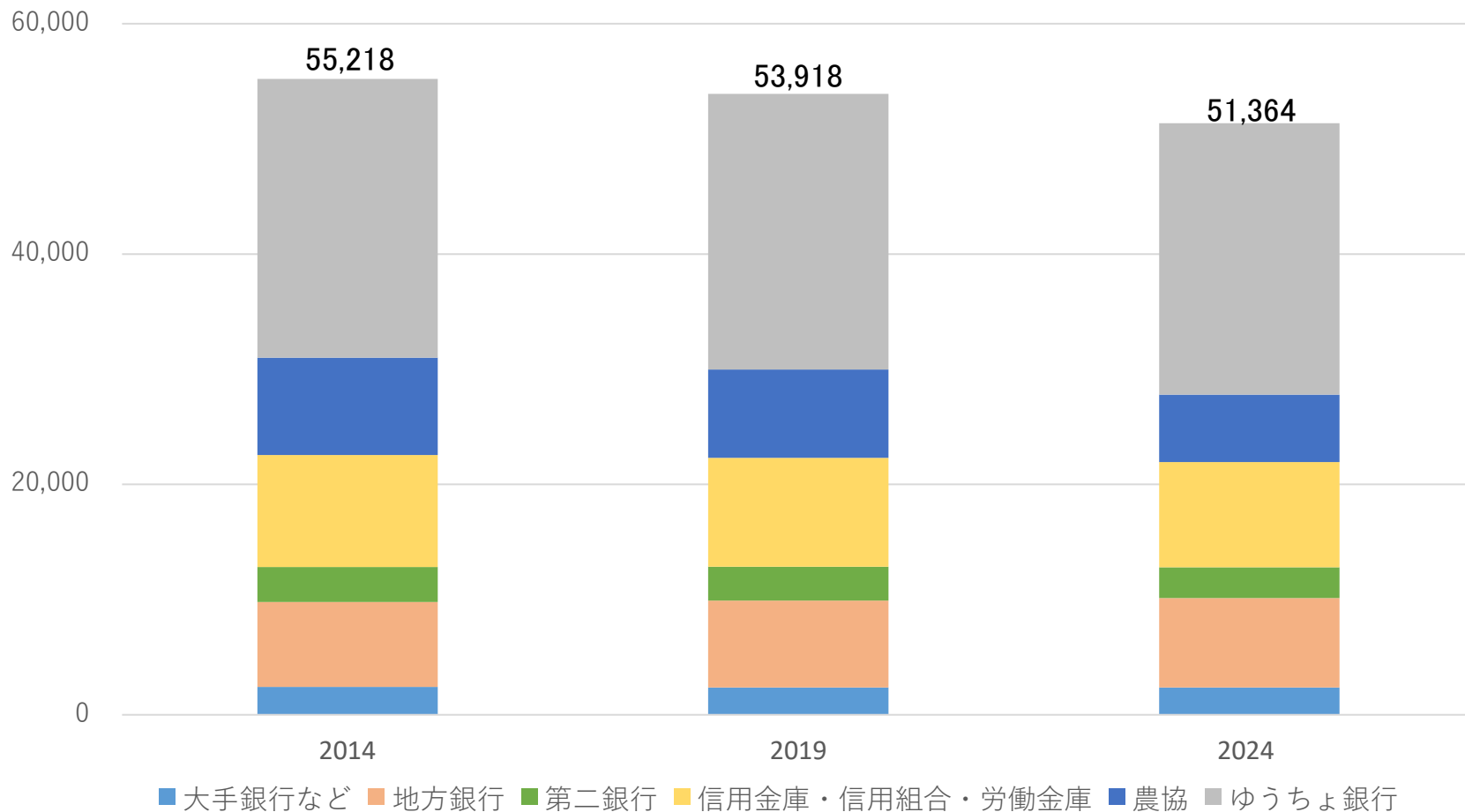
＜各銀行の預金金利の例＞

	(参考)都市銀行	X銀行	Y銀行
普通預金	0.200%	0.210%	0.200% ～0.250%
1年定期	0.275%	0.850%	0.450%
3年定期	0.350%	0.650%	0.450%
5年定期	0.400%	0.700%	0.700%
10年定期	0.500%	(不明)	(不明)

※ 各社HPの2025年5月20日時点のもの。

(参考)国内銀行における店舗数の推移

○ 国内銀行の店舗数は減少傾向にある。



※「大手銀行など」とは、「都市銀行」「その他銀行など」「信託銀行」の合計

(金融ジャーナル社調べ)

2. 税収帰属の適正化に向けた整理

【課題1】個人住民税における金融所得課税の考え方

- 個人住民税は、本来、納税義務者となる個人の所得を広く包括的に捉えて課税するものであるところ、利子・配当等の金融所得についても、当初は総合課税により課税するものとされていた。
- 一方、個人住民税は、課税対象を所得税と同じくする中で、基本的には所得税の仕組みの中で捕捉される所得をベースに課税する構造となっているところ、昭和45年度改正で所得税において、利子所得について源泉分離課税・申告不要の制度が導入されたことで、法定調書の提出義務がない利子所得について個人住民税では捕捉できず、課税できないといった課題があった。
- こうした課題に対応し、同じ個人所得課税として基本的に課税ベースを同じくしている所得税と個人住民税について、金融所得課税においてのみ課税ベースを大きく異にするというアンバランスさを解消するための現実的な手段として、利子割が創設された。
- 利子割創設後も所得税の課税方式の見直し等に合わせて、配当割・株式等譲渡所得割が創設され、また、特定公社債の利子について、利子割から配当割に課税方式を変更するなどの対応を行ってきた。
- このように、個人住民税における金融所得課税は、所得税における課税方式を踏まえつつ、納税義務者や源泉徴収義務者の負担にも配慮しながら、合理的な方法により実施してきたものであり、現在の利子割・配当割・株式等譲渡所得割は、所得税と課税対象や課税方式を統一し、一体として課税する制度となっている。
- 利子割の課税方式を見直す際には、こうした所得税も含めた金融所得課税のあり方を踏まえる必要がある。

(参考) 利子等に対する課税の沿革

昭和45年度改正

- 所得税においては、原則として総合課税
 - ・ 定期預金及び公社債の利子等については源泉分離課税を選択可
 - ・ 普通預金及び要求払預金の利子については総合課税だが申告不要
(原則として総合課税だが、源泉徴収された所得については申告義務を課さない)
- 住民税においては、所得税において源泉分離課税及び申告不要とされた利子所得については、支払調書の提出が不要とされており、所得の捕捉が事実上不可能であることから、所得割を課税できない仕組みとなっていたため、源泉分離課税及び申告不要とされたものについては非課税とされ、総合課税とされた利子所得についてのみ所得割を課税することとされた。
(申告不要とされた利子所得については、申告があれば所得割を課することができるが、原則申告不要としながら、もし申告をすれば課税するという仕組みを設けることは極めて不適切であることから、非課税とした。)

昭和55年度改正 (施行されず)

- 所得税において本人確認及び名寄せのための現実的な方策としてのグリーン・カード制度の導入に伴い、利子所得をすべて総合課税へ移行。
- これに伴い、住民税においても非課税となっていた利子所得を総合課税により課税することとした。

昭和62年度改正 (利子割創設)

- 所得税において一律源泉分離課税とした。
- 住民税においては、利子割を創設し、金融機関所在地課税とすることにより、所得税の課税方式にかかわらず一律源泉分離課税を行うことができることとなった。
- また、少額貯蓄非課税制度 (マル優) については、老人等に対する少額貯蓄利子非課税制度に改組。

平成25年度改正 (金融所得課税の一体化)

- 公社債等が特定公社債等と一般公社債等に分類され、特定公社債等の利子については課税方式が申告不要、申告分離課税又は総合課税から選べることとなった。それに伴い、特定公社債等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となった。
- 法人に係る利子割を廃止。

【課題2】利子割を譲与税化することの是非

- 地方自治の基本は「税」であり、地方分権の観点からも、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税で賄うことが原則である。
- 一方、地方譲与税は、その経緯や課税技術上の理由、賦課徴収の便宜等から、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムであり、現行の地方譲与税は、地方税(と地方交付税)を中心とした地方税財政制度を基本としつつ、地方団体間の合理的な税源配分や財政調整を図るなど、様々な形で地方税を補完するものとして設けられている。
- こうした地方自治の原則や現行の地方税・地方譲与税の性格と役割を踏まえると、地方財政の歳入は、できる限り、地方税を原則とすべきであり、譲与税化することなく課税技術上の課題等を解決することが可能である場合には、譲与税化することは適当ではないと考えられる。
- この点、利子割について、税收帰属の適正化を検討するに当たっても、地方税制度の中で対応することができる場合には、譲与税化することは適当ではないと考えられる。
- また、個人住民税については、所得税と課税対象となる所得の範囲を同じくしていることから、利子・配当所得についても、個人所得課税の基本原則に立ち、個人住民税を課すべきであり、個人住民税を非課税とし、国税化することは馴染まないものと考えられる。

4 地方税、地方譲与税及び地方交付税の性格と果たすべき役割

(1) 総論

地方自治の基本は「税」であり、地方分権の推進の観点からも、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税で賄うことが原則である。このため、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要となるが、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築しても、一定の税源の偏在は残ることから、地方交付税制度による財源保障と財源調整が必要となる。しかし、地方交付税の財源調整機能は不交付団体の超過財源には及ばないため、地方交付税制度のみで地域間の財政力格差を解消することは困難である。

このような地方税財政制度の構造を踏まえると、地方税と地方交付税を中心としつつ、補完的に、後述する地方譲与税を適切に組み合わせることなどにより、全体として均衡のとれた地方税財政制度とすることが重要となる。とりわけ、地方税においては、租税原則である応益原則や自主性の原則と、普遍性の原則すなわち地域間格差是正の要請の両立・調和を図っていく視点が重要となる。

(2) 地方譲与税制度

地方譲与税は、本来地方税に属する税源を形式上一旦国税として国の収入とし、その全額を一定の基準により地方団体に譲与する仕組みである。

地方譲与税については、消費税の導入以前は、大別して2つの種類があるとされてきた。すなわち、第一に、純然たる課税技術上の理由のみにより国税として徴収されるものがあり、特別とん譲与税がこれに該当する。第二に、課税技術上の理由と併せて、地方団体間の合理的な税源配分や財政調整を図る必要性に基づき設けられたものがあり、特別とん譲与税以外の既存の多くの地方譲与税はこの類型に属することから、地方譲与税としてはこの類型が典型的となっている。

平成元年の消費税の導入とともに創設された消費譲与税以後、地方譲与税は、多様性を増し、様々な形で地方税を補完している。(後略)

11 利子・配当課税

(1) 基本的あり方

① 個人所得課税は、個人のすべての所得を総合しこれに累進税率を適用することにより、負担能力に応じた公平な負担を求めるものである。利子・配当所得についても、個人所得課税の基本原則に立つて課税を行うことが望ましいという見地から、そのあり方について様々な検討が行われてきたところである。

⑥ 個人住民税における利子・配当課税については、現行制度において、非課税貯蓄制度に係る利子所得に加えて、所得税において源泉分離課税を選択した利子所得、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得及び割引債の償還差益に係る雑所得並びに所得税において申告不要とされる利子所得及び配当所得が非課税とされている。

所得税において源泉分離課税を選択した利子・配当所得等が非課税とされていることについては、利子・配当所得等の中で特定のもののみに個人住民税の負担を求めないことになること、また住民の間で利子・配当所得等を主たる所得とする住民の税負担がその他の住民に比べて相対的に軽くなることなど、課税の公平の問題があるので、貯蓄者、金融機関及び税務当局の事務負担等に十分配慮しつつ、個人住民税を課税するか、又はこれに相当する負担を求めることが適当であると考え。(後略)

(4) 個人住民税における利子・配当課税の仕組み

② (前略)譲与税方式については、利子・配当所得等の特異性を踏まえた方式であり、事務負担が最も小さく適当であるという意見があつたが、地方団体と地域住民の結びつきがあいまいとなり適当でないという意見、利子・配当所得等を住民税の対象から除外することは、住民税の体系を崩すという意見もあつた。

利子・配当所得等に対する望ましい個人住民税の課税方式については、これまでの検討を踏まえ、住民税の性格、利子・配当所得等の特異性、貯蓄者、金融機関及び税務当局にとつての事務負担、民間貯蓄と郵便貯金との間の税制上のイコール・フットィングの確保等に配慮しつつ、更に具体的な検討を加える必要がある。

【課題3】利子割におけるあるべき税收帰属を実現するための方策

- 利子割は、個人住民税における住所地課税の原則の例外として、口座所在地で課税することとしている。これは、制度創設時において、住所地と口座所在地は都道府県単位では概ね一致するものと考えられたためである。
- しかしながら、昨今、インターネット銀行の伸長等の社会経済の構造変化により、あるべき税收帰属との乖離が拡大しており、かつ、社会全体がデジタル化していく中で、今後もこうした傾向が続くことが見込まれる。
- こうした状況に対し、本来は、利子割についても、個人住民税として住所地課税を実現すべきものであるが、
 - ・ 利子等に対する課税全体の合理性を踏まえる必要があること
 - ・ 特別徴収義務者・納税義務者・地方団体の事務負担を考慮する必要があることなどから、現状で、住所地課税を実現することは困難であると考えられる。
- このため、あるべき課税方式としての住所地課税は基本としつつ、あるべき税收帰属との乖離が拡大している現状に早急に対応するための現実的な仕組みとして、税收帰属を適正化するための措置を講じる必要がある。
- あるべき税收帰属地と課税団体が一致しない場合に、税收帰属を適正化するための措置を講じている地方税制度として、地方消費税における清算制度がある。
地方消費税におけるあるべき税收帰属地は、仕向地原則に基づき、最終消費地の都道府県であるが、当該都道府県を課税団体とするためには、膨大な事務負担が生じる「県境税調整」が必要であることから、現実的な仕組みとして、課税団体を納税義務者の本店等が所在する都道府県とするとともに、課税の仕組みと一体となって最終消費地と税收帰属地を一致させるための不可欠な制度として清算制度を設けている。
- 利子割についても、あるべき税收帰属地である納税義務者の住所地を課税団体とすることが困難な事情があり、かつ、あるべき税收帰属地と課税団体との乖離が拡大している状況にあることから、地方消費税と同様に、清算制度を導入することが考えられる。

あるべき税收帰属地と課税団体

令和7年5月9日
第3回検討会資料
(一部加工)

	個人住民税所得割
①あるべき税收帰属地	納税義務者の 住所地都道府県等
課税団体と できない理由	なし
②課税団体	納税義務者の 住所地都道府県等
あるべき税收帰属地に税 収を帰属させるための制度	なし



個人住民税利子割	(参考) 地方消費税
納税義務者の 住所地都道府県	最終消費地の 都道府県
利子等の発生の大量性、 口座の住所地把握の困難さ、 利子課税全体の合理性 等	膨大な課税取引ごとに、 県境税調整を行う必要 等
納税義務者の 口座所在地都道府県	本店等所在地の 都道府県
なし (①と②が概ね一致するとの 考えに基づく)	清算

インターネット銀行の伸長等の社会経済の
構造変化により、①と②の乖離が拡大

→ **清算制度を導入することが考えられる**

3. 清算の具体的な手法等

利子割における清算制度に関する基本的考え方(案)

【清算基準】

- 地方消費税の清算制度は、地方消費税がその税負担を最終消費者に求める多段階型の消費課税であることを踏まえ、あるべき税收帰属地である最終消費地と課税団体を一致させるため、最終消費地における消費の量に基づいて、各都道府県間で地方消費税を按分することとし、そのための基準として「各都道府県ごとの消費に相当する額」を用いている。
- 上記を踏まえると、清算に用いる基準は、当該地方税の基本的性格、あるべき税收帰属地との関係を踏まえて、決定されるべきではないか。
- 利子割は、預貯金等の利子等を課税対象とする個人所得課税であり、そのあるべき税收帰属地は口座開設者の住所地都道府県である。このため、利子割の清算に用いる基準については、「住所地都道府県ごとの利子等」を基本とすべきではないか。
- 利子割の清算については、「住所地都道府県ごとの利子等」が基本となるとしても、「住所地都道府県ごとの利子等」そのものを直接把握することは困難。この場合、利子等との関係が推定されるデータとして預貯金残高や所得に関するデータ等を活用することが考えられるのではないか。
- 一方、地方消費税における清算基準の考え方を踏まえても、清算制度は実質的に税收の帰属を決める行為である以上、その基準については、客観的な信頼性等が担保されることが求められる。

【実施方法】

- 清算の実施方法については、地方消費税の方法を参考としつつ、利子割における清算の回数や方法について、地方団体の事務負担に配慮しながら検討する必要がある。

※ 地方消費税(令和5年度決算額約6.3兆円) 清算・交付回数:年4回

※ 道府県民税利子割(令和5年度決算額約222億円) 交付回数:年3回

〔 地方消費税に関する検討会報告書(平成29年11月)抄 〕

地方消費税の清算基準は、多額の税収の帰属を決定するものであることから、

①信頼性

(客観的なものとして合意が得られるという観点から最終消費を的確に捉えていること)

②安定性

(頻繁に見直す必要がない基準であるべきとの観点から制度的に安定していること)

③簡素さ

(対外的に公表している数値を用いるなど住民から見て税収の帰属がわかりやすいという観点から簡素であること)

という3つの要件を満たしていることが必要である。

清算に用いる統計データとして考えられるもの

(ア) 全国家計構造調査(都道府県別・1世帯当たり):抽出調査(約9万世帯が対象。5年ごとに実施)

(イ) 家計調査(都道府県庁所在地別等・1世帯当たり):抽出調査(約9千世帯が対象。毎月実施)

〔調査から得られるデータ〕

- ・ 利子・配当金収入(利子と配当金で1項目)、預貯金残高、債券保有残高、投資信託保有残高 など
- ※ 債券、投資信託については、一部の金融商品のみ利子割の対象

➡ 上記統計については、抽出調査であることや対象となる世帯数が限定的であることから、清算基準に用いるデータには適さないのではないかな。

(ウ) 地方財政状況調査:全数調査(全都道府県・市町村が対象。毎年実施)

(エ) 市町村税課税状況等の調:全数調査(全市町村、全都道府県が対象。毎年実施)

〔調査から得られるデータ〕

- ・ 個人住民税額(決算ベース、賦課ベース)、所得金額(賦課ベース) など

➡ 上記統計については、国が行う全ての都道府県・市町村を対象とした全数調査であり、客観的な信頼性等が担保されていると言えるのではないかな。また、利子割交付金に制度創設当時から道府県民税決算額を用いており、制度の沿革上、個人住民税の課税データを用いることには親和性があると考えられる。

【参考】個人住民税の課税データの概要

市町村税課税状況等の調

- 作成機関:総務省自治税務局
- 調査対象:市町村
- 調査項目:個人住民税額(均等割、所得割)、所得金額(賦課ベース)
- 調査頻度:毎年実施

地方財政状況調査

- 作成機関:総務省自治財政局
- 調査対象:都道府県、市町村
- 調査項目:個人住民税額(均等割、所得割)(決算ベース)
- 調査頻度:毎年実施

➡ 利子割交付金の按分に道府県民税決算額を使用

利子割における清算基準(案)

- 地方消費税における清算基準の考え方を踏まえると、清算制度は実質的に税収の帰属を決める行為である以上、その基準については、客観的な信頼性や、指標の安定性、さらには住民から見て簡素で分かりやすいものであることが求められるほか、地方団体の理解が得られるものである必要がある。
- この点、利子割については、都道府県が、納入された利子割を当該都道府県内の市町村に交付することとしているが、この利子割交付金においては、制度創設時より、各市町村に係る個人の道府県民税収入決算額(決算額の合計額に対する割合の前年度以前3年度分の平均値)を用いている。(配当割、株式等譲渡所得割も同様)
- これを踏まえると、利子割の税収帰属先を個人住民税の課税データに基づき決定することは制度の沿革上、定着していると考えられるのではないか。
- なお、個人住民税の課税データは、総務省が地方団体を対象に毎年実施している全数調査であり、清算基準として求められる信頼性等の要件も満たすものと考えられる。
- また、給与等の所得が預貯金となり、預貯金から利子が発生するため、個人住民税(所得割)の課税対象である所得と預貯金の利子の間には一定の関連性があると考えられることから、所得に関するデータを基に清算することには合理性があると考えられるか。
 - ※ なお、利子割交付金の按分に個人の道府県民税額を用いている理由として、制度創設時には「個人に係る利子割及び個人道府県民税がいずれも個人の所得等を基本とするものであり、市町村間の分布が近似していると考えられること」などとされている。
- そのほか、口座開設者の住所地別の利子総額や預貯金総額を示す統計データは確認できなかった。(家計構造調査等により都道府県別の預貯金額を推計することはできるが、これらの統計データは全数調査ではない。)

(参考)地方消費税の清算基準に用いている統計について

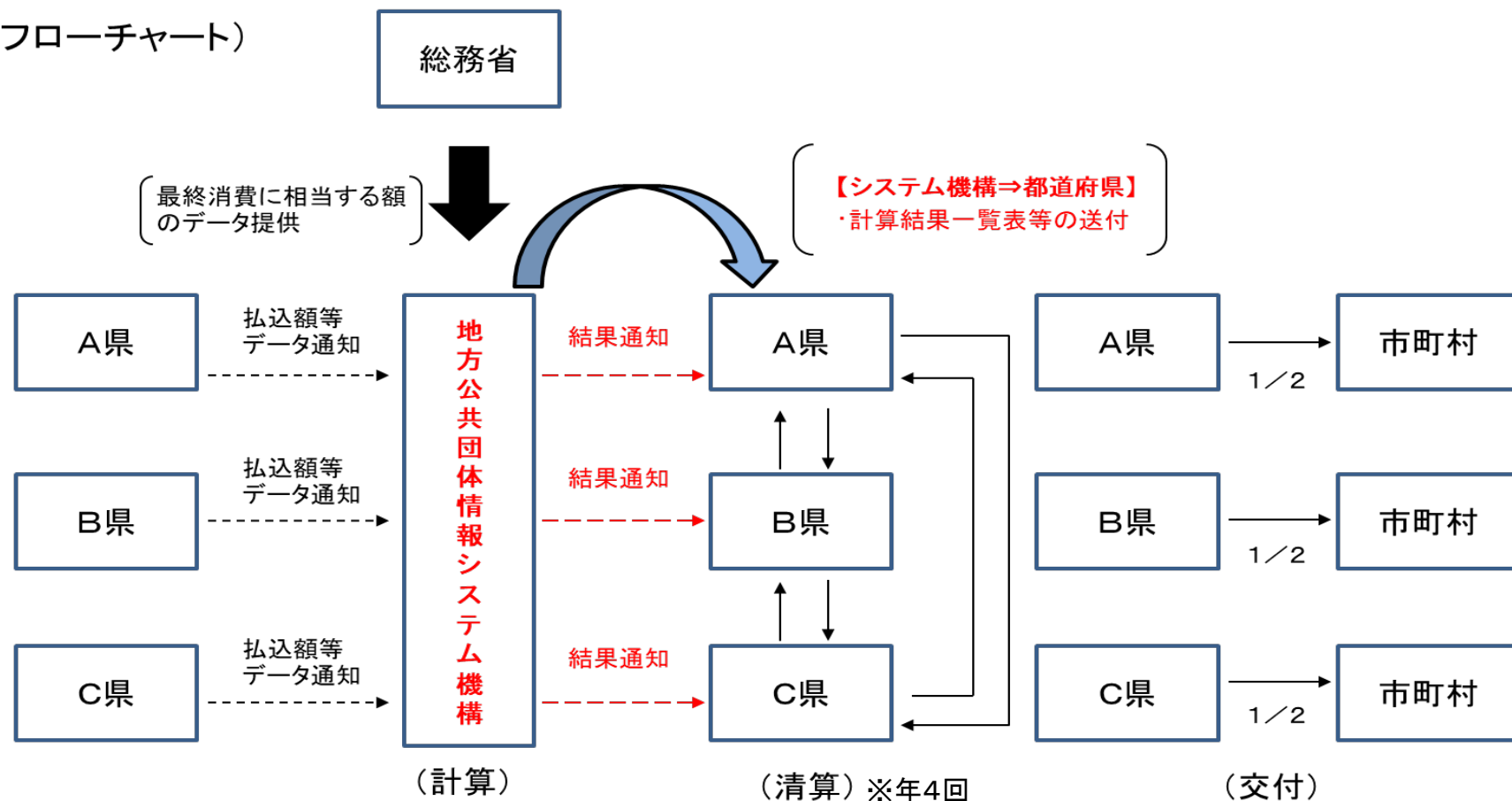
清算基準に用いている指標	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口
統計調査の名称	「経済センサス活動調査」	「経済センサス活動調査」	「国勢調査」
調査実施省庁	総務省・経済産業省	総務省・経済産業省	総務省
調査開始年度	平成23年度	平成23年度	大正9年度
調査周期	5年ごと	5年ごと	5年ごと
調査対象	農業、林業に属する個人経営の事業所等を除く全国全ての事業所及び企業	農業、林業に属する個人経営の事業所等を除く全国全ての事業所及び企業	全世帯
調査方法	全数調査	全数調査	全数調査
現在使用中の調査	令和3年経済センサス活動調査	令和3年経済センサス活動調査	令和2年国勢調査
内容 (清算基準に関しての特徴)	○ 当初用いていた商業統計調査は、令和3年、経済センサス活動調査に統合・再編されたが、当該調査の中で、引き続き必要な調査事項を把握。 ○ 清算基準においては、「小売商品計」を利用。 ○ 上記の統計から、「医療用医薬品小売」や「通信・カタログ販売」等の額を除外して用いている。	○ 当初用いていたサービス業基本調査は、経済センサス活動調査の創設に伴い、廃止されたが、当該調査の中で、引き続き必要な調査事項を把握。 ○ 清算基準においては、「サービス関連産業」(※)を利用。 (※)サービス関連産業 ・不動産業、物品賃貸業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・学術研究、専門・技術サービス業 ・生活関連サービス業 等 ○ 上記の統計から、「総合リース業」、「経営コンサルタント業、純粋持株会社」等の額を除外して用いている。	○ 10年ごとの大規模調査だけでなく、その中間年に行われる簡易調査も清算基準に反映させている。

【参考】地方消費税清算情報システム

○ J-LISは、各都道府県から委託を受け、都道府県間の清算事務の調整・管理を行う「地方消費税清算情報システム」を運用(平成9年4月～)。年間の委託費用は約2,125万円(R3年度ベース(R2.12月J-LIS照会))。

- 地方税法上、都道府県は国から払い込まれた地方消費税額を、都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて按分し、当該按分後の額を他の都道府県に対してそれぞれ支払うこととされている。(相互に支払がある場合は相殺するため、1期ごとに全国で、 $47 \times 46 \div 2 = 1,081$ 回の支払が発生)
- J-LISは、上記の処理による「支払うべき額」、「支払いを受けるべき額」、「相殺額」を算定し、各都道府県に提供を行っている。

(フローチャート)



4. 骨子(案)

- 個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任する性格を有するものであり、納税義務者である個人の住所地で課税されるのが原則である。
- 道府県民税利子割は、この原則の例外として、利子等の支払等をする者の営業所等所在地(預貯金の口座所在地)で課税することとしている。これは、制度創設時において、住所地と口座所在地は都道府県単位では概ね一致するものと考えられたためである。
- しかしながら、昨今、インターネット銀行の伸長等の社会経済の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大しており、かつ、インターネット銀行・インターネット支店等を利用したサービスの利便性等のメリットの高さや社会全体でデジタル化が進んでいくことを踏まえると、今後もこうした傾向が続くことが見込まれる。
- こうした状況に対し、本来は、利子割についても、個人住民税として住所地課税を実現すべきものであるが、
 - ・ 所得税において、納税義務者の住所等の告知義務や源泉徴収義務者の法定調書提出義務の対象外とされ、源泉分離課税で完結する簡素な仕組みを採っていることなど、利子等に対する課税全体の合理性を踏まえる必要があること
 - ・ 特別徴収義務者・納税義務者・地方団体の事務負担を考慮する必要があることなどから、現状で、住所地課税を実現することは困難であると考えられる。
- このため、あるべき課税方式としての住所地課税は基本としつつ、あるべき税収帰属との乖離が拡大している現状に早急に対応するための現実的な仕組みとして、税収帰属を適正化するための措置を講じる必要がある。

- あるべき税收帰属地と団体を一致させることができない場合に、税收帰属を適正化するための措置を講じている地方税制度として、地方消費税における清算制度がある。
- 利子割についても、あるべき税收帰属地である納税義務者の住所地を課税団体とすることが困難な事情があり、かつ、あるべき税收帰属地と課税団体との乖離が拡大している状況にあることから、地方消費税と同様に、清算制度を導入することが考えられる。
- 清算基準は、地方団体が徴収した税をあるべき税收帰属地に帰属させるものであることから、基準に用いる指標には、信頼性、安定性、簡素さが求められるほか、地方団体の理解が得られるものである必要がある。
- 利子割の清算基準については、個人住民税の基本的性格やあるべき税收帰属地との関係や、現行の利子割交付金の交付基準を踏まえつつ、利子割税收をあるべき税收帰属地に帰属させるのに相当する適切な指標を検討する必要がある。
- これらを踏まえると、利子との関連性のある所得に関するデータであり、信頼性、安定性、簡素さが担保された指標として、住所地都道府県ごとの個人住民税の課税データ(所得金額や所得割額等)を清算基準とすることが考えられる。
- 以上の検討を踏まえた清算制度の導入については、利子割税收のあるべき税收帰属との乖離が拡大している現状を踏まえ、できる限り早期に実現できるよう、具体的な検討を進める必要がある。
- なお、利子割の課税方式については、清算制度の導入後も、金融所得に対する課税のあり方に係る議論や税務行政のデジタル化の動向を踏まえつつ、中長期的な視点から検討を続けることが考えられる。